

平成25年度

地球にやさしい環境整備事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	企画政策部 新エネルギー対策課			担当者	南 忠 幸	
根拠法令等	薩摩川内市補助金等基本条例・薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱					
事業の種類	☒ ソフト事業		☐ 建設・整備事業		☐ 施設管理 ☐ 内部管理	
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		施策	環境対策の充実		
			小施策	自然環境の保全及び公害対策		
一体化躍動プラン		地域力再生プロジェクト				
重点施策		防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり				
予算科目等	会計	一般会計				
	款	総務費	項	総務管理費	目	企画費
	事項	次世代エネルギー推進費		細事項	次世代エネルギー推進費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	地球温暖化対策として、5種類（住宅用太陽光発電設備・プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車・電動アシスト自転車・家庭用燃料電池システム・電気自動車等充電設備）の補助金を支出して、導入経費に係る市民等の負担を軽減し、環境保全意識の向上と地球にやさしい環境の整備を図るもの				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市民及び事業者				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の普及を推進するため、導入経費の一部を補助することにより市民等の負担の軽減を図る。				
	事業開始年度	平成23年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	インターネット・広報紙等による啓発活動		—	平成27年度	
成果指標	申請者数（補助金交付件数）		500件	平成27年度		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	20,708	42,179	48,200	59,200	65,700
	補助金	20,708	42,179	48,200	59,200	65,700
	住宅用太陽光発電設備設置補助金	18,009	37,962	35,500	45,000	50,000
	PHV自動車及び電気自動車購入補助金	466	2,420	3,000	4,500	6,000
	電動アシスト自転車購入補助金	2,233	1,797	1,500	1,500	1,500
	家庭用燃料電池システム設置補助金			5,000	5,000	5,000
	電気自動車等充電設備設置補助金			3,200	3,200	3,200
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	20,708	42,179	48,200	59,200	65,700
	要員配置状況	0.50	0.80	0.80	0.80	0.80
	職員	0.50	0.50	0.30	0.80	0.80
嘱託員	0.00	0.30	0.50	0.00	0.00	
臨時職員等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
活動実績・計画	—	—	—	—	—	
成果指標の推移	195	316	370	430	500	
特筆すべき事項等	① 平成24年4月1日から、エコカー補助の対象にプラグインハイブリッド自動車を加えて補助の拡充を図った。 ② 平成25年4月1日から、補助の対象に家庭用燃料電池システム及び電気自動車等充電設備を加えて補助の拡充を図った。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 国の動向や社会状況にも合致し、市民ニーズも高いことから、削減の余地はない。
効率性	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 申請書の受付・審査及び支払事務等は、最低限の要員で実施しており、削減の余地はない。
	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 昨今の国の動向や社会状況に鑑み、創蓄省エネ関連機器等に関する市民意識も高まり、申請者(交付件数)も増加してきている。
有効性	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 市民ニーズに対応していくため、市民への意識調査や情報収集を行いながら、補助内容の検討を行う必要がある。
	4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 国の経済政策方針の一つである「民間投資を喚起する成長戦略」の中でも「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」が掲げられており、本市においても省エネや再エネ推進等のための設備投資等の促進に取り組む必要があり、高価格が導入のネックとなっている創蓄省エネ関連機器等の導入に係る経費の一部を補助することで、市民等への普及・啓発につなげていきたい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 国の動向や社会状況、市民ニーズ等に合わせて、補助額や補助項目の見直しの検討を行っていき
	たい。

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	企画政策部 新エネルギー対策課	担当者	南 忠 幸					
事務事業名	地球にやさしい環境整備事業							
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例・薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	48,200 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 48,200 千円	その他の内容			
成果指標①	指標名 申請者数（補助金交付件数）		目標値 500件		目標年度 平成27年度			
成果指標②								
補助対象者	① 自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置、又は設置済の建売住宅を購入した者 ② プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車を自ら使用する目的で購入した者 ③ 電動アシスト自転車等を自ら使用する目的で購入した者 ④ 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池システムを設置、又は設置済の建売住宅を購入した者 ⑤ 不特定多数の者が利用可能な駐車場等に電気自動車等充電設備を設置した法人又は個人事業者							
補助対象経費	当該機器等の設置又は購入に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	当該機器等の設置又は購入							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 ① 住宅用太陽光発電設備 太陽電池モジュール最大出力値に1kW当たり4万円を乗じた額（限度額16万円） ② プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車 国の補助額の3分の1の額（限度額30万円） ③ 電動アシスト自転車 本体購入価格の3分の1に相当する額（限度額3万円） ④ 家庭用燃料電池システム 対象システム設置1件につき20万円 ⑤ 電気自動車等充電設備 対象設備1基につき充電器本体購入費及び設置工事費等に係る経費の3分の1に相当する額（限度額：急速充電器50万円、普通充電器15万円）							
補助金額又は補助率の積算方法	国県補助額及び他自治体補助の状況等を勘案して設定							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	(前年度繰越金)						
		計					0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数	—		195		316			
成果指標の推移①	—		195		316			
成果指標の推移②	—		—		—			
特記すべき事項等	① 平成25年4月1日から、補助の対象に家庭用燃料電池システム及び電気自動車等充電設備を加えて補助の拡充を図った。 ② 該当なし ③ 該当なし ④ 該当なし ⑤ ホームページ及び広報紙において市民等へ周知している。 ⑥ 特になし ⑦ 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民ひとりひとりの活動が市全体の環境保全意識の向上と地球にやさしい環境の整備につながり、地球温暖化防止に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の導入については、高価格がネックになっているので、導入に係る経費の一部を市が負担することで、市民への普及・啓発につながる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	創蓄省エネ関連機器等に対しては、市民意識も高く、本事業実施により導入が促進される。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該機器等の導入は個人（市民・事業者）であるので、経費の一部を補助することで普及につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国県補助額及び他自治体補助の状況等を勘案しつつ、導入の誘因となるよう設定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	同じ市民等が複数回の申請を行うことは想定されないので、広く市民等に活用される制度となっている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該機器等の導入が促進されることで、市全体の環境保全意識の向上及び市民への普及につながる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該機器等は高額であり、導入を促進するためには、補助は有効な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助の対象となる経費は、交付要綱に規定されており、創蓄省エネ関連機器等の普及促進には補助が必要であり、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 移管 ☐ 縮小
	上記方向の理由 国の経済政策方針の一つである「民間投資を喚起する成長戦略」の中でも「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」が掲げられており、本市においても省エネや再エネ推進等のための設備投資等の促進に取り組む必要があり、高価格が導入のネックとなっている創蓄省エネ関連機器等の導入に係る経費の一部を補助することで、市民等への普及・啓発につなげていきたい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 国の動向や社会状況、市民ニーズ等に合わせて、補助額や補助項目の見直しの検討を行っていきたい。

地球にやさしい環境整備事業補助金をご活用ください！！

薩摩川内市では、次世代エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出量削減のため、以下の機器等の導入に対する補助金を交付しています。

(平成25年度から「家庭用燃料電池システム」「電気自動車等充電設備」が対象になりました。)

1. 住宅用太陽光発電設備

○補助対象者 : 国の補助に申請し、自らの住宅(既存・新築)に、市内の施工業者により住宅用太陽光発電設備を設置、または、設置済みの建売住宅を購入した方で国の補助金交付決定を受けた方。

○補助金額 : 太陽電池モジュール最大出力1kW(キロワット)あたりに4万円をかけた額(上限16万円)



2. プラグインハイブリッド自動車および電気自動車

○補助対象者 : 国の補助に申請し、プラグインハイブリッド自動車または電気自動車を購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方。

○補助金額 : 国の補助額の1/3(上限30万円)



3. 電動アシスト自転車

○補助対象者 : 大型・中型・普通自動車の免許を持ち、電動アシスト自転車を本市内で購入した方。

○補助金額 : 本体価格の1/3(上限3万円)



4. 家庭用燃料電池システム(新規)

○補助対象者 : 平成25年4月1日以後に国の補助に申請し、自らの住宅(既築・新築)に市内の施工業者により家庭用燃料電池システムを設置、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方。

○補助金額 : 対象設備1基につき20万円



5. 電気自動車等充電設備(新規)

○補助対象者 : 平成25年4月1日以後に国の補助制度に申請し、交付決定を受けた、市内に事業所(支店、営業所等含む)を有する事業者。なお、電気自動車等充電設備は、誰でも利用できる場所(駐車場等)へ、市内の施工業者により設置されていることが条件です。

○補助金額 : 対象設備1基につき、充電器本体購入費および設置工事などに係る経費の1/3(上限: 急速充電器50万円、普通充電器15万円)

※この補助金は、市内に申請者の住所があること、市税等の滞納がないことが共通要件になっています。また、郵送での申請は受け付けていませんので、ご持参ください。

＜申込み・問い合わせ先＞

薩摩川内市役所 新エネルギー対策課 TEL0996-23-5111(内線5522) FAX0996-25-1704

・補助金交付要綱、申請書は新エネルギー対策課、各支所市民生活課、本市ウェブサイトにあります。

地球にやさしい環境整備事業補助金										平成25年6月5日
(平成23年度) 当初予算額 30,000,000円										(単位：円)
交付月	電動アシスト自転車		住宅用太陽光発電設備		電気自動車		小計	年度	伸び率	備考
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額				
4月	1	25,000	0	0	0	0	25,000	23		
5月	10	274,000	0	0	0	0	274,000			
6月	8	230,000	0	0	0	0	230,000			
7月	6	175,000	2	307,000	0	0	482,000			
8月	7	206,000	6	919,000	0	0	1,125,000			
9月	9	264,000	14	2,082,000	0	0	2,346,000			
10月	3	90,000	20	3,151,000	0	0	3,241,000	平均		
11月	7	210,000	8	1,261,000	0	0	1,471,000	4月～6月	529,000	
12月	7	200,000	18	2,785,000	1	150,000	3,135,000	7月～9月	3,953,000	
1月	8	234,000	8	1,247,000	0	0	1,481,000	10月～12月	7,847,000	
2月	3	90,000	18	2,840,000	0	0	2,930,000	1月～3月	8,379,000	合計件数
3月	8	235,000	22	3,417,000	1	316,000	3,968,000	総額	20,708,000	195
合計	77	2,233,000	116	18,009,000	2	466,000	20,708,000			

地球にやさしい環境整備事業補助金										平成25年7月8日
(平成24年度) 当初予算額 30,000,000円										(単位:円)
交付月	電動アシスト自転車		住宅用太陽光発電設備		電気自動車		小計	年度	伸び率	備考
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額				
4月	5	145,000	3	456,000	1	260,000	861,000	24		
5月	5	142,000	18	2,743,000	1	260,000	3,145,000			
6月	3	90,000	21	3,077,000	0	0	3,167,000			
7月	2	60,000	19	2,922,000	1	260,000	3,242,000			
8月	3	90,000	16	2,506,000	0	0	2,596,000			
9月	4	120,000	14	2,196,000	1	150,000	2,466,000			
10月	9	264,000	21	3,334,000	3	560,000	4,158,000	平均		
11月	8	231,000	26	4,067,000	1	150,000	4,448,000	4月~6月	7,173,000	
12月	4	89,000	26	4,139,000	0	0	4,228,000	7月~9月	8,304,000	
1月	5	149,000	17	2,618,000	0	0	2,767,000	10月~12月	12,834,000	
2月	3	90,000	27	4,296,000	1	260,000	4,646,000	1月~3月	13,868,000	合計件数
3月	11	327,000	36	5,608,000	2	520,000	6,455,000	総額	42,179,000	317
合計	62	1,797,000	244	37,962,000	11	2,420,000	42,179,000			

薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 28 日 告示第 138 号

改正 平成 24 年 3 月 28 日 告示第 176 号

改正 平成 24 年 7 月 5 日 告示第 607 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日 告示第 151 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、地球にやさしい環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、本市の自然エネルギー利用を促進し、及び温室効果ガスの排出量を低減させ、並びに市民の環境保全意識の向上と地球にやさしい環境の整備を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象設備等)

第 3 条 補助の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電設備であって、経済産業省資源エネルギー庁において「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（以下「太陽光国補助金」という。）」に係る補助事業者として採択された事業者（以下「太陽光国採択事業者」という。）が実施する当該補助事業の対象となっているもの
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁において「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（以下「エコカー国補助金」という。）」に係る補助事業者として採択された事業者（以下「エコカー国採択事業者」という。）が実施する当該購入補助事業の対象車両中、プラグインハイブリッド自動車又はリチウムイオン電池によって駆動する電動機を原動機とする電気自動車（以下「エコカー」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車に該当するもの（乗車定員が 4 人以上である初年度登録した車両に限る。）
- (3) 電動アシスト自転車であって、薩摩川内市内の店舗で購入された道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 1 条の 3 に規定する自転車で、財団法人日本交通管理技術協会が型式認定した駆動補助機付自転車用 T S マークが貼付されたもの
- (4) 家庭用燃料電池システムであって、経済産業省資源エネルギー庁において「民生用燃料電池導入支援補助金」（以下「燃料電池国補助金」という。）に係る補助事業者として採択された事業者（以下「燃料電池国採択事業者」という。）が実施する当該補助事業の対象となっているもの

- (5) 電気自動車等充電設備であって、経済産業省資源エネルギー庁において「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」（以下「充電設備国補助金」という。）に係る補助事業者として採択された事業者（以下「充電設備国採択事業者」という。）が実施する当該補助事業の対象となっているもの（補助金の交付対象者）

第4条 住宅用太陽光発電設備の導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住（単身赴任のため一時的に居住しない場合であっても、配偶者又は生計を一にする子若しくは父母（以下これらの者を「家族」という。）が居住する場合を含む。以下同じ。）する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に住宅用太陽光発電設備を導入していること。
- (2) 太陽光国採択事業者が実施する補助事業に平成23年4月1日以後に応募し、太陽光国採択事業者から太陽光国補助金の交付の確定通知書（以下「太陽光国補助金確定通知書」という。）を受領していること。
- (3) 市内の施工業者により当該発電設備を導入していること。
- (4) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されていること。ただし、家族が当該住宅に居住している場合にあっては、家族が記録又は登録されていること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

2 エコカーの購入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 初年度登録をしたエコカーを自ら使用する目的で購入していること。
- (2) エコカー国採択事業者が実施する補助事業に平成23年4月1日（プラグインハイブリッド自動車にあっては、平成24年4月1日）以後に応募し、エコカー国採択事業者からエコカー国補助金の交付の確定通知書（以下「エコカー国補助金確定通知書」という。）を受領していること。
- (3) エコカーを購入した日及び補助金の交付申請の日に、市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されていること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

3 電動アシスト自転車の購入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 電動アシスト自転車を自ら使用する目的で購入していること。
- (2) 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有していること。
- (3) 電動アシスト自転車を平成23年4月1日以後に購入し、購入した日及び補助金の交付申請の日に、市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されていること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

4 家庭用燃料電池システムの導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池システムを導入していること。
- (2) 燃料電池国採択事業者が実施する補助事業に平成25年4月1日以後に応募し、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金の交付の確定通知書（以下「燃料電池国補助金確定通知書」という。）を受理していること。
- (3) 市内の施工業者により当該燃料電池システムを導入していること。
- (4) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、住民基本台帳法により記録されていること。ただし、家族が当該住宅に居住している場合にあっては、家族が記録又は登録されていること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

5 電気自動車等充電設備の導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業者で、本市において不特定多数の者が利用可能な駐車場等に電気自動車等充電設備を導入していること。
- (2) 充電設備国採択事業者が実施する補助事業に平成25年4月1日以後に応募し、充電設備国採択事業者から充電設備国補助金の交付の確定通知書（以下「充電設備国補助金確定通知書」という。）を受理していること。
- (3) 市内の施工業者により当該充電設備を導入していること。
- (4) 設置場所等に関する情報を広く一般に公表するため、案内標識の設置等の対策を講じていること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電設備 太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値）に1キロワット当たり4万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、限度額を16万円とする。
- (2) エコカー エコカー1台につきエコカー国補助金の3分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、限度額を30万円とする。
- (3) 電動アシスト自転車 電動アシスト自転車1台につき本体購入価格（消費税及び地方消費税を含み、別途に購入する部品等、本体以外のものに係る経費を除く。）の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、限度額を3万円とする。
- (4) 家庭用燃料電池システム 対象システム設置1件につき20万円とする。
- (5) 電気自動車等充電設備 対象設備1基につき充電器本体購入費及び設置工事費等に係る経費（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、限度額を急速充電器は50万円、普通充電器は15万円とする。

- 2 エコカー又は電動アシスト自転車の購入に係る補助金については、補助金交付対象者1人につきエコカー又は電動アシスト自転車1台限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 住宅用太陽光発電設備の導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、太陽光国採択事業者から太陽光国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、地球にやさしい環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し(建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書)
- (2) 太陽電池モジュールの設置状況が分かる写真(カラーで、太陽光国採択事業者に提出した写真と同じもの)
- (3) 太陽光国採択事業者に提出した補助金交付申請書(兼完了報告書)の写し及び太陽光国補助金確定通知書の写し
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 住宅用太陽光発電設備設置費に係る領収書の写し(太陽光国採択事業者に提出した写しと同じもの)
- (6) 市税等の完納証明書
- (7) 第8条に定める調査等の実施に係る承諾書(様式第2号。以下「承諾書」という。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 エコカーの購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、エコカー国採択事業者からエコカー国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) エコカー国採択事業者に提出した補助金交付申請書類一式の写し及びエコカー国補助金確定通知書の写し
- (2) 購入車両の写真(全体写真及び自動車登録番号又は車両番号が分かるもの)
- (3) 市税等の完納証明書
- (4) 承諾書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 電動アシスト自転車の購入に係る補助金の交付を受けようとする者は、電動アシスト自転車を購入した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 電動アシスト自転車購入に係る領収書(購入日、申請者氏名、品名及び販売店名が記載されたもので、車両本体価格が記載されているもの)又はこれに代わる書類の写し
- (2) 品質保証書(購入日、販売店名及び車体番号が記載されているもの)の写し
- (3) 購入した電動アシスト自転車のTSマーク番号が分かるもの
- (4) 自動車の運転免許証の写し
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) 承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 家庭用燃料電池システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し（建売住宅を購入した場合は、当該建売住宅の売買契約書）
- (2) 燃料電池システムの設置状況が分かる写真（カラーで、燃料電池国採択事業者に提出した写真と同じもの）
- (3) 燃料電池国採択事業者に提出した補助金交付申請書（兼完了報告書）の写し及び燃料電池国補助金確定通知書の写し
- (4) 燃料電池システム設置費に係る領収書の写し（燃料電池国採択事業者に提出した写しと同じもの）
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) 承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 電気自動車等充電設備の導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、充電設備国採択事業者から充電設備国補助金確定通知書を受領した日から起算して60日以内に、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (2) 充電設備の設置状況が分かる写真（カラーで、充電設備国採択事業者に提出した写真と同じもの）
- (3) 充電設備国採択事業者に提出した補助金交付申請書（兼完了報告書）の写し及び充電設備国補助金確定通知書の写し
- (4) 充電設備設置費に係る領収書の写し（充電設備国採択事業者に提出した写しと同じもの）
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) 承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、地球にやさしい環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（調査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 第7条の通知を受けた申請者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

(補助金被交付者の注意義務等)

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金被交付者」という。）は、善良なる管理者の注意をもって補助対象設備等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第11条 補助金被交付者は、補助対象設備等の導入又は購入の日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する日までの間において、補助対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項の規定により市長に届け出た場合はこの限りでない。

2 補助金被交付者は、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により、補助対象設備等が破損し、又は滅失した場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(補助金の交付の決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、補助金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項に定める期間内に市長の承認を得ることなく補助対象設備等を処分したとき。
- (3) 前2号に掲げるほかこの告示の規定に違反する行為をしたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、地球にやさしい環境整備事業補助金交付取消決定通知書（様式第5号）により、当該補助金の交付対象者に通知するものとする。

(協力)

第13条 市長は、補助金被交付者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 補助対象設備等の使用状況に係る資料の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が協力依頼する資料等の提供

2 補助金被交付者は、前項の規定による協力依頼に応じるよう努めなければならない。

(成果)

第14条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、地球温暖化対策の促進とする。

(見直しの期間)

第 15 条 条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

(効果の測定)

第 16 条 条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果は、補助対象設備等設置数及び購入数を指標に用いて測定するものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日告示第 176 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に交付を申請した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 7 月 5 日告示第 607 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日告示第 151 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。